

## 令和4年度コンプライアンス推進計画の進捗について

令和4年度コンプライアンス推進計画（令和4年3月30日付け3農畜機第6937号。以下「推進計画」という。）に基づく取組の進捗は、以下のとおり。

### 1 コンプライアンス推進週間の取組（推進計画第2の3）

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年度内2回のコンプライアンス推進週間を設置し、各種取組を行うこととしている。

令和4年度のコンプライアンス推進週間の実施状況は、以下のとおり。

#### (1) 実施期間

ア 上期：令和4年5月23日（月）～5月31日（火）

イ 下期：令和4年10月24日（月）～11月1日（火）

#### (2) 取組内容

##### ア 教育資材の視聴

役職員のコンプライアンスに関する知識を深めるため、教育資材を視聴させた。

	対象者 ※	教育資材
上期	役職員 257 名	・りんりんが解説☆国家公務員倫理 ・事例で学ぶパワー・ハラスメント（人事院）

※ 臨時職員を含み、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

##### イ コンプライアンスチェック（○×式10問）

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、事務局採点方式によるコンプライアンスチェックを実施した。

	対象者 ※	実施率	平均点
上期	役職員 225 名	100%	9.6 点
下期	役職員 223 名	100%	8.9 点

※ 臨時職員、休職中の職員、出題者である業務監査室職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

##### ウ コンプライアンスカードの配付

上期は外勤・出張時の注意事項を、下期はコンプライアンス推進相談等窓口の周知をそれぞれテーマとしたカードを作成し、役職員に配布した。

##### エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスについて身近に考える機会として、上期にコンプライアンスに関するキャッチフレーズを募集した。47作品の応募があり、選定の結果、「コミュニケーションの小さな行き違いから、大きな問題に発展する可能性もあり、相手に自分の考えが確実に伝わったかどうか、手を抜かず、一声かけて確認する」との趣旨から、次の作品を令和4年度最優秀賞とした。最優秀賞の作品については、コンプライアンス推進週間のポスターやイントラネットに掲載し、役職員の意識啓発に活用した。

## 言ったつもりに 伝えたつもり 一声かけて確認を

### オ 他法人のコンプライアンス違反事例の紹介

他法人のコンプライアンス違反事例について、1日1件（全6件）各自のPCにポップアップ表示を通じて紹介した。

### カ コンプライアンス推進相談等窓口の周知

「相談窓口利用をしやすくして（ハードルを下げて）ほしい」との要望があったことから、担当者、連絡先及び受付方法等について、各自のPCにポップアップ表示を通じて周知した。

### キ その他

各部室・事務所における啓発ポスターの掲示及びコンプライアンス推進週間初日の館内放送により、コンプライアンス推進週間の周知及びコンプライアンス推進に対する役職員の意識啓発を図った。

## 2 コンプライアンスに関するアンケート調査（推進計画第2の2）

前年度に実施したコンプライアンスに関する認識度調査の結果を踏まえた対応をフォローアップするとともに、直近半年間におけるコンプライアンス関係の問題等の有無を把握するため、上期においてアンケート調査を実施した。また、今年度は非管理職を追加した全ての職員を対象に風通しの良い職場づくりのための自己点検を実施した。

## 3 コンプライアンスの推進に関する研修（推進計画第2の4）

- (1) 新規採用職員等に対する研修（随時）
- (2) 新任管理職員に対する研修（随時）
- (3) 役職員に対するeラーニング研修（令和4年7月19日～8月10日）  
「ハラスメント防止講座（管理者向けコース/一般社員向けコース）」  
（パナソニックソリューションテクノロジー株）
- (4) 役職員に対する外部講師研修（令和4年12月7日）  
「内部通報事件の実例に学ぶ -オリンパス事件-」  
（四谷の森法律事務所 本間紀子弁護士）

## 4 コンプライアンスに関する認識度調査（推進計画第2の1）

機構におけるコンプライアンスの推進状況を点検するとともに、管理職員と管理職員以外の職員（以下「非管理職」という。）との間のコンプライアンスに関する認識のずれ等を把握するため、職員を対象にコンプライアンスに関する認識度調査を実施した。

### (1) 調査の概要

ア 実施期間：令和4年11月30日（水）～12月9日（金）

イ 対象者：職員234名（臨時職員を含む。）

注 総括調整役、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。ただし、部長を兼務する総括調整役は実施対象とする。

ウ 実施方法：調査票による無記名アンケート

5 コンプライアンス推進相談等窓口の運営状況（推進計画第1の3）

(1) コンプライアンス推進相談等窓口（以下「窓口」という。）の周知

ア 窓口の利用実績及びリーフレット・相談事例を四半期末月の翌月（4月、7月、10月及び1月）に電子メールにより機構内に周知した。

イ イン트라ネットのコンプライアンスコーナー、コンプライアンス推進週間の周知メール、コンプライアンスカード及び各部室等に掲載するポスターに窓口の連絡先を掲載した。

ウ 2のコンプライアンスに関するアンケート調査結果及び4のコンプライアンスに関する認識度調査のフィードバックにおいて、コンプライアンスの推進を妨げる事象がある場合は窓口にご相談するよう促した。

エ このほか、新規採用職員等に対するコンプライアンス研修において、窓口を紹介した。

(2) 窓口の利用実績（令和4年4月～同5年3月）

ア 内部相談窓口：12件（うち10件は倫理関係の相談）

イ 外部相談窓口：0件

（参考）令和3年度

内部相談窓口：8件（うち6件は倫理関係の相談）

外部相談窓口：0件